

(証券コード 9632)
平成28年4月5日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
スバル興業株式会社
取締役社長 小林 憲治

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年4月26日（火曜日）午後5時30分 までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年4月27日（水曜日）午前10時
（開場は午前9時10分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
有楽町ビル2階 有楽町スバル座
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第102期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.subaru-kougyou.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 開会間際は受付が混雑いたしますのでお早めにご来場ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れの影響により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもと、当社グループは各事業において業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における売上高は202億7千9百万円（前期比1.0%増）、営業利益は18億5千8百万円（前期比4.6%増）、経常利益は18億9千2百万円（前期比4.4%増）、当期純利益は12億2千9百万円（前期比16.4%増）となりました。

なお、経営の合理化と効率化を図る目的で、期中7月に連結子会社株式会社ビルメン総業が同北都興産株式会社を吸収合併いたしました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

【道路事業】

道路事業は、公共投資が高水準で推移しているものの前年度比では減少傾向であり、建設技能者の不足や材料・資機材の価格変動の動向等もあり、予断を許さない状況が続きました。このような中、道路維持・補修工事において、積極的な技術提案や積算精度の向上による受注増を図り、また、原価管理を徹底し業務の効率化やコストの削減による利益の向上に努めました。前期に対し除雪作業が減少いたしました。一部工事が大幅な増額で竣工したこともあり、売上高は172億1千9百万円（前期比0.3%増）、セグメント利益は19億6千6百万円（前期比2.5%増）となりました。

なお、連結子会社スバル・ソーラーワークス株式会社が兵庫県姫路市内において、期中2月に大塩第二太陽光発電所を、6月に的形太陽光発電所を完成させ、稼働中の大塩第一太陽光発電所と合わせ、3太陽光発電所(出力合計3.08MW)すべてが順調に稼働しております。

【レジャー事業】

有楽町スバル座における映画興行は、特別企画として夏季に「ゴッドファーザー」シリーズ2作品を、年末年始に「ローマの休日」をはじめとするオードリー・ヘプバーン主演4作品を上映いたしました。その他中に邦画7作品・洋画11作品を上映し、「ベトナムの風に吹かれて」「ライアの祈り」等の邦画作品が好評を博しましたが、全体的には低調に推移し、売上高は前期を下回りました。

飲食事業は、食品・衛生管理の徹底を図り、季節に合わせた新メニューの販売をいたし、接客サービスの向上や店舗のリニューアル等魅力ある店舗づくりに努めました。

なお、期中6月にイタリア料理「ラ・ベルデ青山店」（東京都港区）を業績不振のため閉店し、その跡地に8月「トラットリアADONE青山店」を開店いたしました。店舗休業期間の影響等もあり、売上高は前期を下回りました。

飲食物品の販売事業は、高速道路売店用の商品販売は減少いたしました。その他の土産物店向けの菓子類や備蓄用防災商品の積極的な営業活動に努め、また、炭酸飲料類の販売が引き続き好調に推移したこともあり、売上高は前期を上回りました。

マリナー事業は、夢の島・浦安両マリナーの契約艇数が高水準で推移したことに加え、東京湾内最大規模のヨットレース「スバルザカップ」や「マリンフェスティバル」等各種イベントを開催し、ドッグラン「イーノの森 Dog Garden」や駐車場、レストラン等の利用者数が増加したこともあり、売上高は前期を上回りました。

以上の結果、レジャー事業全体の売上高は24億5千8百万円（前期比1.5%増）となりましたが、飲食店舗の人件費の増加や浦安マリナーのクレーン設備更新に伴う経費増加の影響等により、セグメント利益は9千6百万円（前期比30.0%減）となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、吉祥寺スバルビルおよび新木場賃貸倉庫の空室率が改善し、その他の賃貸物件も堅調に稼働したため、売上高は6億1百万円（前期比23.2%増）、セグメント利益は3億7千1百万円（前期比46.3%増）となりました。

（注）営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（24億3千4百万円）から全社費用（5億7千5百万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（総務・経理等管理部門に係る費用）であります。

(2) 設備投資および資金調達の状態

当連結会計年度中における設備投資の総額は13億2百万円で、その主なものは太陽光発電所建設、道路事業における作業用車輛の購入、浦安マリナにおけるクレーン更新工事等に係わるものであります。

なお、これに要した資金はすべて自己資金でまかっております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第99期 (平成25年1月期)	第100期 (平成26年1月期)	第101期 (平成27年1月期)	第102期 (平成28年1月期)
売 上 高	17,682	17,703	20,073	20,279
経 常 利 益	998	1,069	1,813	1,892
当 期 純 利 益	366	639	1,056	1,229
1株当たり当期純利益	13.99	24.44	40.40	47.13
総 資 産	19,115	19,698	20,870	21,889
純 資 産	15,976	16,446	17,296	18,250

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(4) 対処すべき課題

【道路事業】

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、首都圏を中心に道路インフラの長寿命化整備が進んでおり、当事業においては受注増に向けて大いに期待されます。一方、東日本大震災の発生から5年が経過し復興関連工事が縮小される等、全国的には土木投資が減少傾向であることから、先行きは予断を許さない状況で推移することが予想されます。安全管理を基本とし、以下の課題に取り組んでまいります。

- ◇積算精度の向上や積極的な営業活動を展開し受注増に努めます。
- ◇原価管理を徹底し、業務の効率化やコストの削減による利益の向上に努めます。
- ◇橋梁およびトンネル等の老朽化による点検業務・補修工事や、異常気象による集中豪雨・大雪等の自然災害に迅速に対応するため、人員の増強および育成の強化、車両や機材設備の充実に努めます。
- ◇汚染汚泥等の浄化に関する薬剤・機器の開発と工法およびシステムの営業に努めます。
- ◇そのほか鋼構造物の防錆剤等の研究開発や、公的インフラ運営の民間委託参入に関する情報収集や検討を推進いたします。

【レジャー事業】

個人消費が緩やかに回復しておりますが、人手不足による人件費の増加や今後の消費増税を控え、引き続き厳しい事業環境で推移することが予想されます。お客様の立場に立った営業に努め、以下の課題に取り組んでまいります。

(映画興行)

- ◇有楽町スバル座の単館ならではの独自性のある作品選定により、良質でお客様に感動を与える作品の上映を行い、サービスの向上を図り集客増に努めます。

(飲食事業)

- ◇「食の安全・安心」を最優先とし、品質管理・衛生管理の徹底に努めます。
- ◇接客サービスの向上やお客様の嗜好の変化に応じたメニューづくりに取り組み、お客様満足度を高め集客増に努めます。
- ◇既存店舗の改装や補修を行い、より快適な店舗づくりに努め、また、新規店舗展開を視野に入れた情報収集を継続いたします。

(飲食物品等販売事業)

- ◇取引先のニーズにマッチした商品企画と提案を行い、積極的な営業活動を推進し販路の拡大に努めます。

(マリーナ事業)

- ◇ヨットレースやマリンイベント等の開催や効果的なPR活動を展開し、契約艇の獲得に努めます。
- ◇ドッグランやレストラン等の充実を図り、マリーナ施設の利用者増に努めます。
- ◇クラブハウスや桟橋等の改装や補修を進め、快適で魅力あるマリーナを目指します。

【不動産事業】

当社所有の賃貸物件は、概ね堅調に推移しております。引き続きテナントと良好な関係を築くことに努め、以下の課題に取り組んでまいります。

- ◇設備の計画的な老朽化対策を施し、テナントに安全で快適な環境を提供いたします。
- ◇不動産市況の動向に注視しながら、新規物件の開拓に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のあたたかいご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

会社名	資本金	当社への 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東宝株式会社	10,355	52.22 (1.11)	映画の製作および配給、演劇の製作 および興行、不動産の賃貸他

(注)親会社の当社への出資比率の()内は、間接所有分内数であります。

※東宝不動産株式会社は、平成27年6月23日開催の取締役会ならびに臨時株主総会において、同社が保有する当社の全株式(13,324,440株 議決権所有割合51.77%)を同社の親会社である東宝株式会社に現物配当することを決議し、平成27年7月24日に実行されたことにより、当社の親会社に該当しないこととなりました。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 親会社との取引にあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社へ資金の貸付を行っておりますが、当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に決定しております。

イ. 親会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

資金貸付は、利率・返済条件等について当社に不利でないことを、期中の取締役会で再確認しております。(ただし、親会社役員兼務取締役は決議に除外)以上により、当社の利益を害するものでないと判断しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ハイウェイ開発株式会社	100	100.00	道路の維持管理・補修工事
株式会社東京ハイウェイ	86	85.00	道路の維持管理・補修工事、 有料道路の売店運営業務の受託
株式会社ビルメン総業	40	100.00	建物の保守管理・清掃業務
株式会社協立道路サービス	40	100.00	道路の維持管理
京阪道路サービス株式会社	10	100.00	道路の維持管理

(6) 主要な事業内容

事業区分	主 要 な 事 業
道 路 事 業	道路および道路付帯設備の維持・清掃、補修工事の請負、 高速道路施設受託運営業務
レジャー事業	映画興行、飲食・物販等の顧客サービス事業、 マリーナの運営事業
不動産事業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所等

① 当社

名 称	事業所数	所 在 地
本 社	1	東京都
関 西 支 社	1	大阪府
東 北 支 店	1	宮城県
名 古 屋 支 店	1	愛知県
道 路 作 業 基 地	15	青森県、秋田県、宮城県、東京都6カ所、 愛知県2カ所、大阪府、兵庫県3カ所
映 画 館	1	東京都
飲 食 ・ 喫 茶 店	12	東京都11カ所、埼玉県
賃貸ビル・倉庫・土地	5	東京都4カ所、大阪府
駐 車 場	2	岩手県、千葉県
マ リ ー ナ	2	東京都、千葉県
飲 食 物 販 事 業 所	2	神奈川県、埼玉県

② 子会社

名 称	所 在 地
ハイウェイ開発株式会社	本社（東京都）、事業所7カ所（東京都他）
株式会社東京ハイウェイ	本社（東京都）、事業所8カ所（静岡県他）
株式会社ビルメン総業	本社（東京都）、事業所1カ所（東京都）
株式会社協立道路サービス	本社（兵庫県）、事業所2カ所（兵庫県）
京阪道路サービス株式会社	本社（大阪府）、事業所1カ所（大阪府）

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
427名	10名増

(注) 臨時雇用者185名（期中平均人員数）は含んでおりません。

II. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 26,620,000株 |
| ③ 株主数 | 4,865名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 宝 株 式 会 社	13,607 ^{千株}	52.20 [%]
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	568	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	391	1.50
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	322	1.23
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY	280	1.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	208	0.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	184	0.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	181	0.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	165	0.63
東 宝 地 所 株 式 会 社	156	0.60

(注) 当社は自己株式557,496株を保有しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 憲 治	
代表取締役専務取締役	松 丸 光 成	管理本部長兼レジジャー事業本部長兼 レジジャー事業本部興行部長兼不動産経営部長
常務取締役	佐 波 宏 夫	管理本部経理部長
取 締 役	堀 内 信 之	関西支社長兼 関西支社総務部長兼同管理部長
取 締 役	永 田 泉 治	道路関連事業本部長兼 道路関連事業本部管理部長
取 締 役	今 沢 宏 之	関西支社技術部長兼 同管理部神戸事業所長兼阪神事業所長
取 締 役	岡 部 一 朗	道路関連事業本部東北支店長兼 東北支店仙台事業所長
取 締 役	宮 家 邦 彦	
取 締 役	太 古 伸 幸	東宝株式会社 常務取締役
取 締 役	高 橋 昌 治	東宝株式会社 取締役 東宝不動産株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	池 田 和 夫	
常勤監査役	鈴 木 誠 之	
監 査 役	遠 藤 信 英	東宝不動産株式会社 取締役

- (注) 1. 宮家邦彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 池田和夫氏および遠藤信英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 宮家邦彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 遠藤信英氏は東宝不動産株式会社の取締役経理担当兼経理部長を現任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- | | | | |
|-----|-------|------------|---------|
| 取締役 | 八馬直佳 | 平成27年4月28日 | 辞任 |
| | 高橋昌治 | 平成27年4月28日 | 取締役就任 |
| 監査役 | 大西昭一郎 | 平成27年5月2日 | 死亡による退任 |
- ※ 大西昭一郎氏は在任中、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ておりました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (1)	95百万円 (4)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	32百万円 (18)
合計	15名	127百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
2. 上記取締役および監査役の支給人数には、平成27年4月28日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および平成27年5月2日に退任した監査役1名を含んでおります。
3. 取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成20年4月25日開催の第94回定時株主総会において、取締役年額1億6千万円以内、監査役年額5千万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、社外役員が当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は2名で1千9百万円でありませぬ。

③ 社外役員に関する事項

当社の社外役員は、事業年度末日において、取締役宮家邦彦氏および監査役池田和夫氏、監査役遠藤信英氏の3名であります。

- 他の法人等の社外役員および業務執行取締役の兼任状況
遠藤信英氏は東宝不動産株式会社の取締役を兼任しております。
また、退任した大西昭一郎氏は在任中、親会社東宝株式会社の社外監査役を兼任しておりました。
- 当事業年度における主な活動状況
宮家邦彦氏は、当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。池田和夫氏および遠藤信英氏の両名は、当事業年度開催の取締役会11回、監査役会13回のうちその全てに出席し、また、退任した大西昭一郎氏は在任中、取締役会4回のうち3回に、監査役会5回のうち4回に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
- 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を、宮家邦彦氏および遠藤信英氏の両名と締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
また、退任した大西昭一郎氏とは在任中、上記と同内容の責任限定契約を締結しておりました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
ア. 当事業年度に係る報酬等の額	百万円 3 3
イ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	百万円 3 3

- (注) 1. 監査役会は、前事業年度監査について提出された監査計画および実績の評価、ならびに当事業年度について提出された監査計画の適否と、これに対応する報酬等の額の見積りの相当性を検討しており、会計監査人の報酬等の額は適切と判断しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、または再任しない方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

- ① 当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。
 1. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社および当社の子会社の取締役および使用人が法令・定款および企業倫理の遵守に努めるため、「スバル興業グループ行動規範」および「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、企業活動の原点として周知徹底を図るものとする。
 - イ. 当社および当社の子会社の取締役会は、「取締役会規程」の定めによる定例取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会によって、各取締役相互の業務執行状況の監督を行うものとする。
 - ウ. 当社および当社の子会社の監査役は、当該会社の取締役の職務の執行について監査を行い、問題があると認めた場合は、遅滞なくその取締役会に報告するものとする。

- エ. 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、研修会の実施等積極的な啓蒙活動を通してコンプライアンスの周知徹底を行うものとする。常勤監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事項を発見した場合の内部通報体制として、コンプライアンス・リスク管理委員会内に通報・相談窓口を設け、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき適切な運用を行うものとする。
2. 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、事業・業務毎の担当制を敷き、取締役は担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会で決定された経営計画の進捗管理を行うものとする。
 - イ. 取締役会付議事項以外の当社の業務執行に係る重要事項については、「常務会規程」に基づき、必要に応じて開催される役付取締役を構成メンバーとする常務会において審議するとともに意思決定、情報伝達の迅速化を図る等、経営環境の変化に対して的確な経営判断ができるよう努めるものとする。
 - ウ. 当社および当社の子会社の業務執行に関する権限、手続等詳細については、各社の「職務権限規程」、「職務分掌規程」および「業務決裁規程」に定めるものとする。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
4. 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社および当社の子会社の取締役および使用人は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、事業活動に係るリスクの把握とこれに対する適切な対応を図るものとする。また、当社の取締役社長直轄の内部監査室において、内部統制システム構築の過程で、当社および当社の子会社の事業特性に則した業務別のリスクを洗い出し、それぞれに対し最適なリスク対策を策定するものとする。
 - イ. 特に大きな影響を与えるリスクについては、各社による日常のモニタリングおよび「内部監査規程」に基づく内部監査によって、適切に管理されるものとし、内部監査の結果は内部監査室が適宜当社の取締役社長および監査役に報告するものとする。
 - ウ. 緊急事態が発生した場合は、必要に応じ当該会社の取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部のアドバイザーに協力を仰ぎ迅速な対応を行うものとする。

5. 当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当企業集団における業務の適正を確保するため、「スバル興業グループ行動規範」を当社の子会社に適用するものとする。
 - イ. 当企業集団におけるコンプライアンス・リスク管理体制として「コンプライアンス・リスク管理規程」を当社の子会社に適用するものとする。また、当社の子会社は当社からの指示あるいは当社との取引等において、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認められた場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとする。
 - ウ. 当社の内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社の子会社の内部統制について監査を行い、適宜当社の取締役社長および監査役に報告するものとする。また、当社の親会社の内部統制監査に積極的に協力し、当企業集団の業務の適正を確保することに努めるものとする。
 - エ. 当企業集団は、グループ各社の事業運営および取引の自立性を保つことを基本とするものとする。
 - オ. 当社の子会社の取締役および使用人は、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社取締役にその都度、報告するものとする。また、当社取締役はいつでも必要に応じて、これらの者に対して報告を求めることができる。
6. 反社会的勢力を排除するための体制
 - ア. 当社および当社の子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。
 - イ. 当社および当社の子会社は、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、毅然とした態度で対応する。
7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保する体制
 - ア. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
 - イ. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ウ. 監査役補助者は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。また、取締役は、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保するものとする。
 - エ. 監査役補助者が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
8. 当社および当社の子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 上記 4. イ. 以外に、当社および当社の子会社の取締役および使用人、ならびに当社子会社の取締役または使用人から報告を受けた者は、当社または当社の子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じてこれらの者に対して報告を求めることができる。
 - イ. 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。
 - ウ. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、合理的でありかつ浪費的でない限り、当社が負担するものとする。
 - エ. 上記 5. ウ. 以外に、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、総務部長が情報を収集し、適宜監査役に報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて総務部長に対して報告を求めることができる。
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。
- ア. 当社および当社の子会社の取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、独立役員が、取締役会にて積極的に発言をする機会を設けております。なお、取締役会の資料および議事録は、適切に保管されております。
 - イ. コンプライアンス・リスク管理委員会の充実を図り、当社グループ全体のリスクマネジメントについて検討し、リスク管理の強化に取り組んでおります。
 - ウ. 監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し、また、会計監査人や内部監査室との情報交換を通じて、業務の適正性を確保するための体制を確認しております。
 - エ. 当社の子会社には、当社の取締役、監査役、管理部門、会計監査人および内部監査室が定期的に監査を行い、企業集団の業務の適正を確保しております。

(注：本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	12,101,350	流動負債	2,874,855
現金及び預金	4,785,035	支払手形及び買掛金	1,551,617
受取手形及び売掛金	4,906,771	リース債務	4,023
有価証券	667,062	未払法人税等	425,554
たな卸資産	361,381	賞与引当金	67,765
繰延税金資産	70,523	役員賞与引当金	11,600
短期貸付金	1,200,000	資産除去債務	19,007
その他	142,777	その他	795,288
貸倒引当金	△32,200	固定負債	763,979
固定資産	9,787,761	リース債務	8,741
有形固定資産	8,163,854	繰延税金負債	20,579
建物及び構築物	2,366,106	退職給付に係る負債	184,601
機械装置及び運搬具	1,599,385	資産除去債務	237,046
土地	4,060,705	その他	313,010
リース資産	11,687	負債合計	3,638,834
その他	125,968	(純資産の部)	
無形固定資産	28,720	株主資本	17,814,318
その他	28,720	資本金	1,331,000
投資その他の資産	1,595,186	資本剰余金	1,057,028
投資有価証券	116,259	利益剰余金	15,620,303
繰延税金資産	66,805	自己株式	△194,014
差入保証金	848,964	その他の包括利益累計額	6,428
保険積立金	443,476	その他有価証券評価差額金	6,428
その他	135,023	少数株主持分	429,531
貸倒引当金	△15,343	純資産合計	18,250,277
資産合計	21,889,112	負債純資産合計	21,889,112

連結損益計算書

(平成 27 年 2 月 1 日から
平成 28 年 1 月 31 日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上高			20,279,369
営業費用			17,148,285
売上総利益			3,131,084
一般管理費			1,272,092
営業外収益			1,858,992
受取利息及び配当金	5,239		
その他の	33,834		39,074
営業外費用			
支払利息	259		
その他の	4,923		5,183
経常利益			1,892,883
特別利益			
投資有価証券売却益	123,431		
保険解約返戻金	10,417		133,849
特別損失			
減損損失	13,476		
投資有価証券評価損	10,000		
その他の	3,500		26,976
税金等調整前当期純利益			1,999,756
法人税、住民税及び事業税	731,978		
法人税等調整額	8,430		740,409
少数株主損益調整前当期純利益			1,259,346
少数株主利益			29,622
当期純利益			1,229,724

連結株主資本等変動計算書

(平成 27年 2月 1日から
平成 28年 1月 31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	千円 1,331,000	千円 1,057,028	千円 14,651,714	千円 △159,940	千円 16,879,802
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△261,135	-	△261,135
当期純利益	-	-	1,229,724	-	1,229,724
自己株式の取得	-	-	-	△34,073	△34,073
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	968,589	△34,073	934,515
当 期 末 残 高	1,331,000	1,057,028	15,620,303	△194,014	17,814,318

	その他の包括利益累計額	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	千円 11,900	千円 404,457	千円 17,296,160
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	-	-	△261,135
当期純利益	-	-	1,229,724
自己株式の取得	-	-	△34,073
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△5,472	25,073	19,601
当期変動額合計	△5,472	25,073	954,117
当 期 末 残 高	6,428	429,531	18,250,277

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称 (株)東京ハイウエイ、ハイウエイ開発(株)

当社の連結子会社でありました北都興産(株)は、平成27年7月1日付で連結子会社(株)ビルメン総業が吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。これに伴い連結子会社の数は1社減少しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 (株)名古屋道路サービス、(株)環境清美 (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社4社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 持分法を適用した関連会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

(株)名古屋道路サービス、(株)環境清美

(持分法を適用しなかった理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

移動平均法による原価法

時価のないもの

② たな卸資産

商品及び原材料・貯蔵品

主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

未成工事支出金

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

原則として賃貸ビル資産、建物・車両・道路部門関係資産及びマリーナ事業関係資産は定額法、その他は定率法によっております。ただし、連結子会社において平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
投資有価証券 10,008千円
(宅地建物取引業法による営業保証金)
2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,363,086千円
3. 期末日満期手形の会計処理
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形 1,724千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 26,620,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年4月28日 定時株主総会	普通株式	163,378	6円25銭	平成27年1月31日	平成27年4月30日
平成27年9月8日 取締役会	普通株式	97,756	3円75銭	平成27年7月31日	平成27年10月15日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成28年4月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。
普通株式の配当に関する事項
 - ① 配当金の総額 188,953千円
 - ② 配当の原資 利益剰余金
 - ③ 1株当たり配当額 7円25銭
 - ④ 基準日 平成28年1月31日
 - ⑤ 効力発生日 平成28年4月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引は、余剰資金の運用目的のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況等を定期的に把握しております。

有価証券は、主にマネー・マネジメント・ファンドであり、投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

短期貸付金は、親会社である東宝株式会社に対するものであります。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次単位で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含まれておりません（(注)2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,785,035	4,785,035	—
(2) 受取手形及び 売掛金	4,906,771		
貸倒引当金(※)	△32,200		
	4,874,570	4,874,570	—
(3) 有価証券	667,062	667,062	—
(4) 短期貸付金	1,200,000	1,200,000	—
(5) 投資有価証券	38,268	38,268	—
(6) 差入保証金	848,964	848,144	△819
資産計	12,413,901	12,413,081	△819
(1) 支払手形及び買掛金	1,551,617	1,551,617	—
(2) 未払法人税等	425,554	425,554	—
負債計	1,977,171	1,977,171	—

(※) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表 計上額(千円)
非上場株式	77,991

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅、賃貸オフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末 の時価(千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,973,968	△67,041	3,906,927	6,615,479

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は銀座スバルビル外壁改修工事（6,517千円）及び吉祥寺スバルビル給水メーター更新工事等（5,000千円）であり、主な減少額は、減価償却費（79,584千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価のうち、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する平成28年1月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益(千円)	賃貸費用(千円)	差額(千円)	その他損益(千円)
578,044	202,846	375,197	—

(注) 賃貸収益及び賃貸費用は、賃貸料収入とこれに対応する費用（諸税公課、減価償却費等）であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 683円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円13銭 |

(注：本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	8,568,823	流動負債	2,102,398
現金及び預金	3,303,771	買掛金	1,154,140
受取手形	66,987	リース債務	2,856
売掛金	3,242,254	未払金	214,887
有価証券	418,979	未払費用	132,428
商品	28,869	未払法人税等	302,085
原材料及び貯蔵品	23,529	前受金	221,031
未成工事支出金	196,802	預り金	14,961
前払費用	71,835	賞与引当金	41,000
繰延税金資産	48,611	資産除去債務	19,007
短期貸付金	1,170,000	固定負債	518,430
その他	26,090	リース債務	7,581
貸倒引当金	△28,907	長期未払金	29,227
固定資産	9,401,327	長期預り保証金	254,746
有形固定資産	6,638,509	退職給付引当金	54,324
建物	2,113,080	資産除去債務	172,549
構築物	44,717	負債合計	2,620,828
機械及び装置	326,012	(純資産の部)	
船舶	14,258	株主資本	15,342,894
車両運搬具	215,895	資本金	1,331,000
工具、器具及び備品	74,521	資本剰余金	1,057,028
土地	3,840,528	資本準備金	1,057,028
リース資産	9,494	利益剰余金	13,148,879
無形固定資産	214,197	利益準備金	332,750
借地権	194,037	その他利益剰余金	12,816,129
ソフトウェア	9,787	固定資産圧縮積立金	273,264
電話加入権	10,373	別途積立金	4,415,500
投資その他の資産	2,548,620	繰越利益剰余金	8,127,365
投資有価証券	58,268	自己株式	△194,014
関係会社株式	480,479	評価・換算差額等	6,428
長期貸付金	3,930	その他有価証券評価差額金	6,428
繰延税金資産	12,072	純資産合計	15,349,322
差入保証金	718,787	負債純資産合計	17,970,150
その他	1,451,426		
貸倒引当金	△176,343		
資産合計	17,970,150		

損 益 計 算 書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	14,102,811
営 業 費 用	11,684,631
売 上 総 利 益	2,418,179
一 般 管 理 費	986,807
営 業 利 益	1,431,372
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44,982
そ の 他	26,662
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	208
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,350
そ の 他	1,351
経 常 利 益	1,500,107
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	112,280
保 険 解 約 返 戻 金	10,417
特 別 損 失	
減 損 損 失	13,476
税 引 前 当 期 純 利 益	1,609,329
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	567,000
法 人 税 等 調 整 額	△1,654
当 期 純 利 益	1,043,984

株主資本等変動計算書

（平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
当 期 首 残 高	1,331,000	1,057,028	332,750	260,313	4,415,500	7,357,467	12,366,031	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△261,135	△261,135	
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	-	-	-	13,320	-	△13,320	-	
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	△368	-	368	-	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	1,043,984	1,043,984	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	12,951	-	769,897	782,848	
当 期 末 残 高	1,331,000	1,057,028	332,750	273,264	4,415,500	8,127,365	13,148,879	

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△159,940	14,594,119	6,960	14,601,079
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	△261,135	-	△261,135
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金取崩	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	1,043,984	-	1,043,984
自己株式の取得	△34,073	△34,073	-	△34,073
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	-	-	△531	△531
当 期 変 動 額 合 計	△34,073	748,774	△531	748,243
当 期 末 残 高	△194,014	15,342,894	6,428	15,349,322

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び原材料

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

未成工事支出金

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 道路部門関係資産、

(リース資産を除く) 賃貸ビル資産、

マリーナ事業関係資産、

その他の建物及び車両

定額法

その他の資産

定率法

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 10,008千円

(宅地建物取引業法による営業保証金)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,194,334千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,346,827千円

長期金銭債権 1,090,600千円

短期金銭債務 105,761千円

長期金銭債務 1,090千円

4. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債務 26,414千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,246,332千円

仕入高 887,142千円

営業取引以外の取引による取引高 42,476千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	557,496株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	329,947千円
退職給付引当金	18,455千円
貸倒引当金	66,296千円
減価償却超過額	15,109千円
役員退職未払金	8,531千円
投資有価証券評価損	2,511千円
その他	157,171千円
繰延税金資産小計	598,023千円
評価性引当額	△398,104千円
繰延税金資産合計	199,918千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△130,375千円
その他	△8,858千円
繰延税金負債合計	△139,234千円
繰延税金資産の純額	60,684千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の35.6%から33.1%となります。また、平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合
親会社	東宝(株)	東京都千代田区	10,355,847	映画の製作・配 給、演劇の製作・ 興行、不動産の賃 貸他	(被所有) 直接 52.88% 間接 1.13%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	—	短期貸付金	1,000,000
	利息の受取 (注1)	1,307	—	—

2. 子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金(千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合
子会社	スバル・ソーラー ワークス(株)	東京都千代田区	30,000	道路事業	所有 直接 100.00%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
資金の貸付 役員の兼任 仕入代行	資金の貸付	160,000	その他 (注2)	1,090,000
	利息の受取 (注1)	15,295	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計161,000千円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において合計1,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高は消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 588円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 40円01銭 |

(注：本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成28年3月10日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年3月10日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 繁雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スバル興業株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項並びに同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月15日

スバル興業株式会社 監査役会

常勤監査役	池田和夫	Ⓔ
社外監査役		
常勤監査役	鈴木誠之	Ⓔ
社外監査役	遠藤信英	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、安定配当の維持を基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努め、経営基盤の充実を図ることを重視しております。当期の期末配当につきましては、業績が順調に推移したことを勘案して、また、平成28年2月9日に創立70周年を迎えることができましたことから、普通配当に特別配当、記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円25銭（うち、普通配当3円75銭、特別配当2円50銭、記念配当1円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は188,953,154円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員が変更されました。これに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる、非業務執行取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第31条第2項および第40条第2項に所要の変更を行うものであります。
なお、第31条第2項の変更案提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役の選任およびその選任に係る決議の効力が有する期間に関する規定等を、第32条および第33条に新設し、その他所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[取締役の責任免除] 第31条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>[取締役の責任免除] 第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>[監査役の定員および選任] 第32条 (条文省略) (新 設)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)</p>	<p>[監査役の定員および選任] 第32条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役(以下「補欠監査役」という。)</u>を選任することができる。</p> <p>3 監査役及び補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>[監査役の任期] 第33条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新 設)</p>	<p>[監査役の任期] 第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前条第2項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[監査役の責任免除] 第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任について、当該<u>社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは</u>、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>[監査役の責任免除] 第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

現任取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	こ ばやし けん じ 治 (昭和30年1月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社取締役 平成14年9月 当社道路事業本部長 平成15年4月 当社常務取締役 平成16年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成16年4月 当社管理本部長 平成20年2月 当社道路関連事業本部長 平成22年4月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当	12,000株
2	まつ まる みつ なり 成 (昭和30年2月27日生)	昭和53年4月 当社入社 平成10年4月 当社管理本部総務部長兼社長室長 平成11年4月 当社取締役 平成14年9月 当社道路事業本部関西支社長 平成22年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社代表取締役常務取締役 平成24年7月 当社道路関連事業本部長兼道路関連事業本部管理部長 平成26年4月 当社代表取締役専務取締役（現任） 平成26年6月 当社管理本部長兼レジャー事業本部長兼レジャー事業本部興行部長兼不動産経営部長（現任）	10,000株
3	さ ば ひろ お 夫 (昭和28年9月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社管理本部経理部部长 平成16年4月 当社取締役 平成16年4月 当社管理本部経理部部长（現任） 平成24年4月 当社管理本部長兼管理本部経理部部长 平成26年4月 当社常務取締役（現任）	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
4	ほり うち のぶ ゆき 堀 内 信 之 (昭和32年7月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年7月 当社道路事業本部関西支社神戸作業所 長兼阪神事業所長 (部長待遇) 平成22年4月 当社取締役 (現任) 平成22年4月 当社関西支社管理部長兼神戸事業所長 兼阪神事業所長 平成24年7月 当社関西支社長兼関西支社総務部長兼 関西支社管理部長 (現任)	7,000株
5	なが た せん じ 永 田 泉 治 (昭和35年2月20日生)	昭和58年4月 当社入社 平成11年4月 当社関西支社名古屋事業所長 平成24年3月 当社関西支社技術部部长兼関西支社神 戸事業所副所長兼阪神事業所副所長 平成24年4月 当社取締役 (現任) 平成24年4月 当社関西支社技術部部长兼関西支社神 戸事業所長兼阪神事業所長 平成26年6月 当社道路関連事業本部長兼道路関連事 業本部管理部長 (現任)	5,000株
6	いま ぎわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之 (昭和37年7月31日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年7月 当社関西支社名古屋事業所長 平成22年4月 当社関西支社名古屋支店長兼名古屋事 業所長 平成24年3月 当社関西支社技術部部长兼関西支社名 古屋支店長兼名古屋事業所長 平成24年4月 当社取締役 (現任) 平成26年4月 当社関西支社技術部部长兼関西支社神 戸事業所長兼阪神事業所長 (現任)	7,000株
7	おか べ いち ろう 岡 部 一 朗 (昭和30年1月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 当社道路関連事業本部マリーナ事業部 長 平成22年4月 当社レジャー事業本部長代理兼興行部 長兼外食部長兼事業部長兼不動産経営 部長 平成26年4月 当社取締役 (現任) 平成26年6月 当社道路関連事業本部東北支店長兼東 北支店仙台事業所長 (現任)	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
8	<p style="text-align: center;">た　　こ　　のぶ　　ゆき 太　古　伸　幸 (昭和40年12月4日生)</p>	<p>昭和63年4月 東宝株式会社入社 平成17年4月 同社グループ経営企画（現経営企画） 部長 平成20年5月 同社取締役 平成22年5月 株式会社東宝ビジネスサポート 代表 取締役社長（現任） 平成24年4月 東宝株式会社 経営企画担当兼経営企 画部長 平成26年4月 当社取締役（現任） 平成26年5月 東宝株式会社 常務取締役（現任） 平成26年5月 同社経営企画担当兼人事掌管兼総務管 掌（現任） （重要な兼職の状況） 東宝株式会社 常務取締役</p>	1,000株
9	<p style="text-align: center;">たか　　はし　　まさ　　はる 高　橋　昌　治 (昭和26年10月20日生)</p>	<p>昭和49年4月 東宝株式会社入社 平成9年5月 同社取締役（現任） 平成15年5月 同社常務取締役 平成19年5月 同社専務取締役 平成26年5月 東宝不動産株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成27年4月 当社取締役(現任) （重要な兼職の状況） 東宝株式会社 取締役 東宝不動産株式会社 代表取締役社長</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	みやけくにひこ 宮家邦彦 (昭和28年10月12日生)	昭和53年4月 外務省入省 平成8年7月 同省 中近東アフリカ局中近東第二課長 平成10年1月 同省 中近東アフリカ局中近東第一課長 平成10年8月 同省 北米局日米安全保障条約課長 平成12年9月 同省 在中華人民共和国日本国大使館公使 平成16年1月 同省 在イラク日本国大使館 公使 平成16年7月 同省 大臣官房参事官兼中東アフリカ局参事官兼内閣事務官 平成17年8月 株式会社外交政策研究所 代表取締役(現任) 平成18年4月 立命館大学客員教授(現任) 平成18年10月 総理公邸連絡調整官 平成21年4月 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹(現任) 平成26年4月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 宮家邦彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 同氏を社外取締役候補者とした理由は、長く外務省に勤務され、多くの重職を歴任された経験と、幅広い活動による高い見識及び豊富な知識を活かして、当社の経営判断に、独立した立場から適切な助言をいただくことを期待するためであります。
- 当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただき、同氏が取締役(業務執行取締役等でない。)に再任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 本議案をご承認いただき、太古伸幸氏および高橋昌治氏の両名が取締役(業務執行取締役等でない。)に再任された場合、当社は両名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。ただし、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第4号議案 監査役3名選任の件

現任監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すずき のりゆき 鈴木 誠之 (昭和28年9月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年9月 当社管理本部総務部長兼社長室長 平成16年4月 当社取締役 平成21年11月 当社管理本部総務部長 平成22年4月 当社管理本部長兼総務部長 平成24年4月 当社常勤監査役（現任）	3,000株
2	えん どう のぶ ひで 遠藤 信英 (昭和34年1月4日生)	昭和56年4月 東宝不動産株式会社入社 平成19年7月 同社管理本部経理部長 平成22年5月 同社取締役 平成24年4月 当社監査役（現任） 平成24年5月 東宝不動産株式会社 取締役経理担当兼経理部長（現任）	1,000株
3 ※	の もと み なつ 野元 三夏 弁護士登録名 原澤 三夏 (昭和44年7月11日生)	平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成16年11月 大西昭一郎法律事務所入所 現在に至る 平成18年6月 東京製鐵株式会社 監査役 平成26年4月 慶応義塾大学法科大学院 非常勤講師 平成27年6月 東京製鐵株式会社 監査等委員である取締役（現任）	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
4. 遠藤信英氏および野元三夏氏の両名は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
5. 東宝不動産株式会社は東宝株式会社を親会社とする当社の兄弟会社であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当し、遠藤信英氏は会社法施行規則第76条第4項第6号ハに定める業務執行取締役等に該当いたします。
- ただし、同氏は平成28年4月26日に東宝不動産株式会社の取締役を辞任予定でありますので、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を充たします。

6. 遠藤信英氏を社外監査役候補者とした理由は、東宝不動産株式会社の取締役として会社経営に関与された経歴があり、また、経理業務の専門家としての経験から、当社経営全般に対する監査機能を十分に発揮していただけるものと期待するためであります。
- 当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低限度額であります。本議案をご承認いただき、同氏が監査役に再任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
7. 野元三夏氏を社外監査役候補者とした理由は、当社や当社の属する業界事情に明るく、かつ弁護士としての専門的な知識や経験に基づき独立・公正な立場からの意見を期待するためであります。
- 本議案を承認いただき、同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- また、本議案をご承認いただいた場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。ただし、本議案は「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かん だ ふみ ひろ 神 田 文 浩 (昭和48年9月26日生)	平成17年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成17年10月 大西昭一郎法律事務所 入所 平成28年1月 はるにれ法律事務所開設 現在に至る	0株

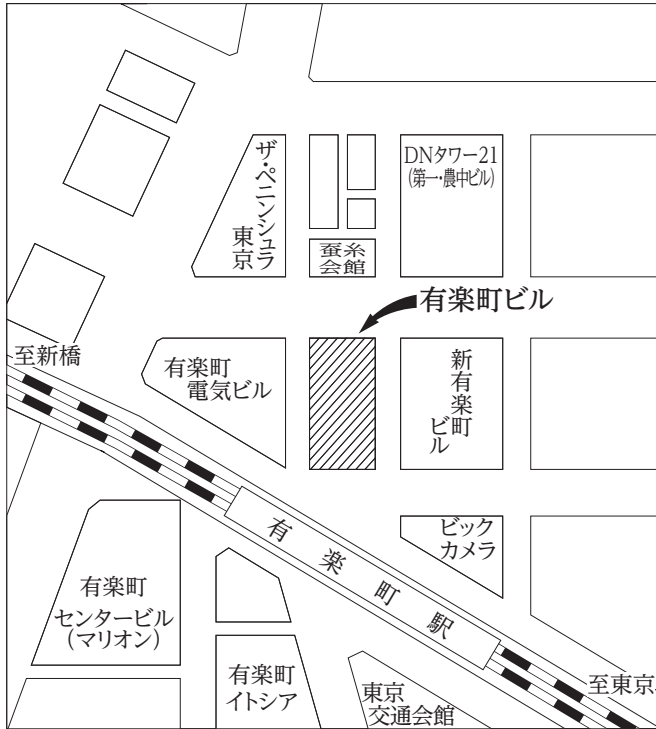
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神田文浩氏は会社法施行規則第2条第3項第8号の、補欠の社外監査役候補者であり、同氏からは、監査役が任期中に退任し、法令の定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、当社や当社の属する業界事情に明るく、かつ弁護士としての専門的な知識や経験に基づき独立・公正な立場からの意見を期待するためであります。

同氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 東京都千代田区有楽町一丁目10番1号

有楽町ビル 2階 有楽町スバル座

[JR有楽町駅 日比谷口前]

スバル興業株式会社

Tel (03) 3213-2861 (代)